

8-1 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現

基本方向

地球温暖化防止のため、水素をはじめとした新たなエネルギーを活用し、低炭素社会の実現を目指します。

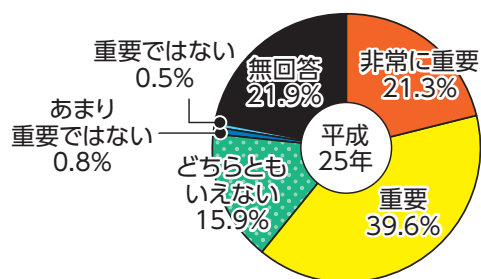
これまでの取組み・成果

◇実施した主要施策・事業等

- 本市で大量に生産される水素の利活用を図るため、平成25(2013)年に「周南市水素利活用協議会」を立ち上げ、「周南市水素利活用構想」を策定するとともに、中四国地方で初となる液化水素ステーションの誘致に取り組みました。
- 住宅用太陽光発電設備設置費を補助し、再生可能エネルギーの普及促進を図りました。(平成22～25年度：1,024基)
- 「エコチャレンジ(市民節電所)事業」を実施し、家庭での夏季の節電を啓発しました。(平成17～25年度：延べ1,190世帯)
- 市の公共施設に太陽光発電設備を導入しました。(平成22～25年：9施設)
- 市内一斉ノーマイカー運動を実施し、二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、車を使用しないエコライフの推進をしました。
- 身近な地球温暖化防止対策として、公共施設へみどりのカーテンを設置するとともに、市民や事業所を対象にみどりのカーテン設置講習会を開催しました。(平成20～25年度：延べ延長距離2,418.1m)

◇市民の評価(市民アンケート)

■「地球温暖化防止への取組み」に対する将来を見据えた重要度



現状と課題

- 地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量は増加傾向にあり、京都議定書基準年比で、平成24(2012)年度実績は、産業部門は13.4%減少していますが、業務その他部門は65.8%、家庭部門は59.7%と大幅に増加している状況にあります。
- 温室効果ガスのお大半は、エネルギーに起因した二酸化炭素であるため、化石燃料への依存体質からの脱却が求められており、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーや水素などの新エネルギーの導入を図る必要があります。



緑のカーテン

- 全国有数の水素発生都市という地域特性を生かし、水素の利活用による産業振興と低炭素社会の実現に向けて、平成27（2015）年度の液化水素ステーション開設に併せ、水素を燃料とする燃料電池自動車やフォークリフト※¹・定置用燃料電池（エネファーム）※²などの普及促進を図る必要があります。
- 地球温暖化防止の原因物質でもある二酸化炭素排出量削減へ向け、家庭や事業所において、省エネ・節電などによる環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築に取り組む必要があります。

推進施策の展開

◇水素エネルギーの利活用の推進



- 水素エネルギーの普及を進めていくためには、市民や事業所の理解が必要になることから、水素社会の到来に向けて、積極的な普及啓発を進めます。
- 本市では、液化水素と圧縮水素の製造工場が稼働し、水素が大量に生産されていることから、次代を担うクリーンエネルギーである水素の利活用を促進することで、エネルギーの地産地消と低炭素社会への取組みを進めます。
- 本市の地産である水素の利活用促進に向けた環境の整備を図ります。

代表的な目標指標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
燃料電池自動車・水素自動車※ ³ の登録台数 ※周南市および周辺地域での普及台数	0台	340台

※1 燃料電池自動車・フォークリフト

水素と空気中の酸素を化学的に反応させて発電する燃料電池を搭載し、その電気でモーターを駆動し走行する自動車・フォークリフト。走行時には水しか排出しないため、究極のエコカーといわれている。

◇低炭素社会の構築

- 太陽光発電・小水力発電・森林バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- 定置用燃料電池の設置など、省エネルギー性能が高い機器・設備の導入促進や住宅・建築物の省エネルギー性能の向上など、省エネルギーの推進に努めます。
- ノーマイカーデーの推進やバスの乗り方教室の開催などにより、公共交通機関の利用促進を図るとともに、地産地消の推進・みどりのカーテン・エコドライブの推進など、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの普及促進に努めます。
- 燃料電池自動車（FCV）、電気自動車（EV）などの次世代自動車の普及促進に努めます。
- 「周南市エコ・オフィス実践プラン」により、市自らが率先して「省資源・省エネルギー」「ごみの減量化・リサイクル」「環境に配慮した製品等の購入・使用（グリーン購入）」や「低公害車の導入」などに取り組めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値
定置用燃料電池（エネファーム）の設置台数 ※純水素型を含む設置台数	(平成25年度) 120台	(平成31年度) 1,100台
市の二酸化炭素排出量 ※環境政策課集計（環境基本計画）	(平成23年度) 16,096千トン	(平成29年度) 15,290千トン



※2 定置用燃料電池（エネファーム）

都市ガスなどから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて発電し、その際に発生する熱で湯も作る、省エネ製品。

主要事業

■水素利活用推進事業

- 本市の地域産品でもある水素の利活用を促進するため、水素ステーションを核としたまちづくりの推進や、水素関連ビジネスの創出に向けた支援、水素エネルギーの普及啓発等を図ります。

■地球温暖化を防ぐまちづくり事業

- 市民の省エネルギー意識の醸成を図るため、各家庭での電気使用量の削減に取り組みます。
- 身近な地球温暖化防止対策として、市有施設へみどりのカーテンを設置し、市民や事業所を対象に設置講習会を開催することで、市域全体への普及を促します。
- しゅうなん出前トークなどを通じて、学校・事業所・自治会や地域のボランティア団体等に対し、楽しく分かりやすい環境学習事業を実施します。
- 公共施設への省エネ・再エネ設備の導入やペーパーレス化など、市が率先して環境に負荷の少ない取り組みを行います。

関連する主な個別計画

- 周南市水素利活用構想
(計画年次：平成26～42年度)
- 周南市水素利活用計画
(計画年次：平成27～32年度)
- 周南市環境基本計画
(計画年次：平成27～36年度)
- 周南市エコ・オフィス実践プラン
(計画年次：平成27～31年度)



※3 水素自動車
ガソリンの代わりに水素を燃料とする内燃エンジンによって走行する自動車。

8-2 循環型社会の実現

基本方向

廃棄物処理法に則った一般廃棄物の適正な処理を実施するとともに、市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生抑制・再使用・再資源化(3R)を推進することにより、循環型社会の形成を目指します。

これまでの取組み・成果

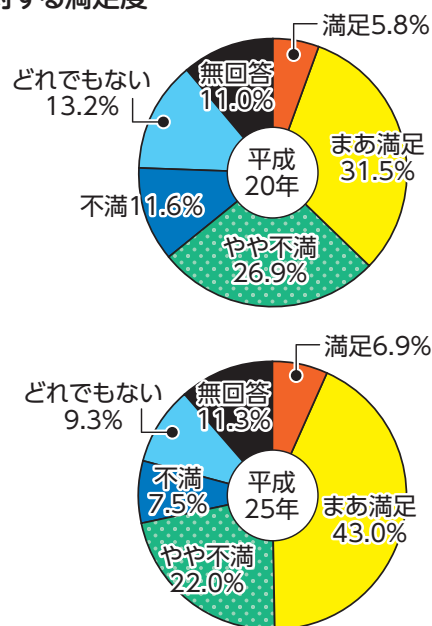
◇実施した主要施策・事業等

- 平成22(2010)年度に、旧2市2町で異なっていたごみの分別方法を統一しました。また、平成23(2011)年度に、リサイクルプラザの供用を開始し、旧2市2町で異なっていた資源物(古紙・衣類を除く)や燃やせないごみ等の処理システムを統一しました。
- ごみの分別方法の統一やリサイクルプラザの供用開始により、リサイクル率の大幅な向上を実現しました。(リサイクル率(焼却施設での発電利用を含む) H22年度:32.4%→H25年度:45.2%)また、最終処分量(埋立量)の大幅な削減を実現しました。(最終処分量 H22年度:13,326t→H25年度:3,412t)
- 最終処分場の埋立残余容量がひっ迫していたため、平成26(2014)年4月に、徳山下松港新南陽N7地区に、新たな最終処分場の供用を開始しました。
- リサイクルプラザ内の「環境館」では、エコフェスタなどのイベント開催や施設見学者の受け入れなどを実施し、ごみの適正分別の必要性や3Rの取組みの重要性についてPRを行ってきました。(来館者数 H25年度:3,381人)
- 現在、燃やせるごみの処理は、3施設で行っていますが、一部事務組合を構成する関係各市と協議を行い、H27(2015)年度から新南陽・鹿野地域のごみを、平成31(2019)年度から熊毛地域の

ごみを恋路クリーンセンターで処理することになりました。これにより、ごみ処理費の削減や燃やせるごみ指定袋の統一等を図ることとなります。

◇市民の評価(市民アンケート)

■「廃棄物処理対策や自然環境への取組み」に対する満足度



現状と課題

- 私たちの暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から循環型社会への転換が求められています。
- 一人一日あたりごみ排出量は、718g(平成24年度)で、年々減少しているものの、県(713g)や国(684g)の平均値を上回っています。
- ごみのリサイクル率(焼却施設での発電利用を含む)は、44.2% (平成24年度)で、県(28.1%)や国(20.4%)の平均値を大きく上回っています。しかしながら、今後、燃やせるごみ処理施設の統一により、ごみ燃料化施設「フェニックス(固形燃料化施設)」の稼働を停止するため、リサイクル率の低下が見込まれます。(固形燃料化を除くリサイクル率 H24年度：28.0%)
- 今後も引き続き、市民や事業者・行政が協働して、「ごみの発生抑制」「再使用」「再資源化」(3R)を推進していく必要があります。
- 現在、処理困難物の処理は、周南市不燃物処分場や熊毛ストックヤード・鹿野一般廃棄物最終処分場で、地域ごとに処理しています。
- 今後、ごみ収集・処理システムを完全に統一し、市全域のごみ処理の効率化を図る必要があります。
- 現在、し尿や浄化槽汚泥の中間処理をしている、衛生センター・玖西汚泥再生処理施設真水苑は、両施設とも老朽化しているため、市内全域の処理を徳山中央浄化センターで行うことを視野に、処理システムの再構築を行う必要があります。
- 不法投棄は、警察や保健所など関係機関等との連携、また不法投棄防止看板の設置等により、平成22年度(100件)以降、減少傾向にありましたが、平成25年度は98件と増加しています。

推進施策の展開

◇ごみの発生抑制・再使用・再資源化(3R)のさらなる推進

- 市民・事業者・行政が協働して、「ごみの発生抑制」「再使用」「再資源化」(3R)に取り組みます。
- 燃やせるごみに含まれている資源物等の分別徹底を推進し、リサイクル率の向上に取り組みます。
- リサイクルプラザの安心安全な運転、安定した運営を行い、市内全域の資源物(古紙・衣類を除く)や燃やせないごみ等を効率的に処理し、再資源化・最終処分量の削減を推進します。
- 3Rのさらなる推進のため、生ごみ処理機(処理容器)購入補助・資源物回収報奨金制度等、補助制度活用の周知徹底により、ごみの減量化と再資源化を促進します。

代表的な目標指標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
市民一人1日当たりごみ排出量 ※家庭ごみの排出量÷周南市の人口÷365日	708.9g	690.0g
リサイクル率 (焼却施設での発電利用を含む) ※再資源化量÷ごみ排出量(事業系も含む)×100 ※固形燃料によるリサイクル率15.3%を除く。	29.9%※	34.5%
最終処分量(埋立量) ※不燃物処分場・鹿野一般廃棄物最終処分場の埋立量 ※H26年度以降は、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場を含む。	3,412t	3,213t

◇効率的な廃棄物処理システムの確立等

- 平成31(2019)年度から、市内全域の燃やせるごみの収集・処理を統一し、恋路クリーンセンターで処理することで、ごみ処理費の削減を図ります。

- 今後、処理困難物の収集・処理を一元化し、収集・処理システムの完全な統一を図ります。
- 市内全域のし尿や浄化槽汚泥は、徳山中央浄化センターで処理することを視野に、処理システムの再構築に取り組みます。
- 保健所や警察等関係機関と連携し、不法投棄防止に取り組みます。

◇循環型社会づくりに向けた環境教育・啓発の推進

- 体験工房、再生品の展示など、見て・聞いて学習する場として、市民参加型の環境イベント「エコフェスタ」を「環境館」にて開催し、ごみ問題を初めとする市民の環境に対する意識啓発を進めます。
- 「環境館」を核として、市広報・ケーブルテレビ・出前トーク等あらゆる機会を通して、積極的に啓発事業を実施します。
- 地域のごみ問題のリーダー「クリーンリーダー」と協力し、ごみ減量化・再資源化の啓発に取り組みます。
- 周南市快適環境づくり推進協議会等の団体と協力して、自然環境の保全や快適で住みよいまちづくりを推進するとともに、安心して暮らせる環境を次世代に引き継ぐため、地球温暖化防止への取り組みや循環型社会形成に向けた活動を支援します。

代表的な目標指標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
環境館利用者数 ※視察者・会議室利用者・ 一般来館者の年間延べ 人数	3,381人	4,000人
クリーンリーダー設置率 ※クリーンリーダー設置自 治会数÷市内自治会数	92.8%	100%

主要事業

■リサイクルプラザ運転管理事業

- 一般廃棄物の再資源化を推進するため、リサイクルプラザの安心安全な運転、安定した管理・運営を行います。

■環境館運営管理事業

- 「環境館」をリサイクルや環境などの啓発活動の拠点として、事業展開を進めます。

■家庭ごみコンポスト化事業

- 家庭ごみ排出量の削減を図るため、家庭ごみコンポスト化事業を推進します。

■資源物団体回収推進事業

- 一般廃棄物の再資源化を促進するため、自治会等による資源物団体回収を奨励します。

■し尿処理施設整備事業

- 徳山中央浄化センター再構築事業に併せて、し尿や浄化槽汚泥を安定的に処理する施設を整備します。

関連する主な個別計画

- 周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
(計画年次：平成27～36年度)
- 周南市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画
(計画年次：平成20～37年度)



8-3 環境保全の推進

基本方向

地域の特性に応じた自然環境を保全・活用し、人と自然が共生する豊かで安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、市民一人ひとりの自覚のもと、ごみのないきれいなまちづくりを進めます。

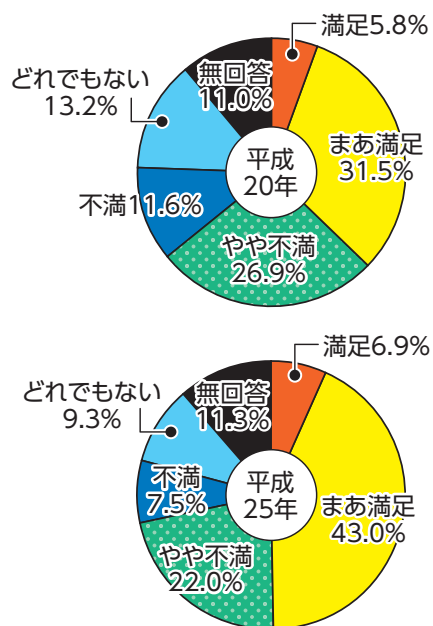
これまでの取組み・成果

◇実施した主要施策・事業等

- 豊かな水環境を保全するため、公共下水道の整備や浄化槽の普及を図りました。
- 川の源流を探索することで水の大切さや生物多様性の実態を学ぶ「源流探検バスツアー」「水辺の教室」を開催し、環境保全への意識向上を図りました。
- 生態系との調和を踏まえた河川・藻場・干潟の整備などの、野生生物の生育・生息環境の保全や再生を図りました。
- 市道などの環境美化活動を行う団体を登録し支援する「環境清掃里親制度」を実施しました。(H25年度:60団体)
- 都市公園や普通公園で清掃活動される団体を登録・支援する「公園愛護会」を実施しました。(H25年度:128団体)
- 平成22(2010)年度から「犬適正飼育啓発事業」による、犬の飼い方教室等を行い、ペットの適正飼養の啓発、ペットのふんを放置しないなどのマナー向上を推進しました。
- 平成23(2011)年度に、「空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例」を改正し、空き缶等のポイ捨て禁止・ペットのふんの放置禁止・路上喫煙禁止区域の指定など、清潔で美しいまちづくりに取り組みました。

◇市民の評価(市民アンケート)

■「廃棄物処理対策や自然環境への取組み」に対する満足度



現状と課題

- 本市の恵み豊かな環境を次世代へ引き継いでいくため、市民や事業者・行政が連携し、環境負荷の少ない循環型社会の構築に取り組み、人と自然の共生する社会の実現を図ることが求められています。
- 市内の海や川などの公共用水域の水質は、一部環境基準に達しておらず、引き続き生活排水等の対策を進める必要があります。

- 自然環境の保全に対する意識の高揚を図るために、動植物の生態系を学んだり、自然と触れ合ったりする機会を創出する必要があります。
- 市民や事業者・行政が連携して、自然環境の保全・活用をしていく体制づくりが求められています。
- 自治会や事業所・団体等による自主的な清掃活動や、環境清掃里親制度・公園愛護会制度等の取組みにより、近年、環境美化に対する意識は向上しています。一方、「道路沿いでポイ捨てされている」「ペットのふんが放置されている」などの声も寄せられており、今後、ごみのないきれいなまちづくりに向けた、市民一人ひとりの意識の醸成を図る必要があります。

推進施策の展開

◇自然環境の保全と再生

- 公共用水域の水質保全のため、公共下水道や浄化槽の整備など生活排水の浄化対策を引き続き行います。
- 貴重な文化財としてのナベヅル渡来地、またツル類の種の保存のため、ナベヅル保護や人との共生を進めます。

代表的な目標指標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
生活排水処理率 ※(行政区域内人口-非水洗化人口(計画収集人口+自家処理人口)-単独処理浄化槽人口)÷行政区域内人口	89.7%	93.8%

◇人づくり・地域づくり

- 市民や環境美化団体・行政が一体となり、地域の環境美化を推進します。
- 地域住民やボランティア団体・関係機関等と連携して、里山や棚田・水辺・水源地域などの保全に努めます。

◇ごみのないきれいなまちづくりの推進

- 庁内で実行委員会を組織し、これまで本市が行った施策を横断的かつ効率的に推進し、市民と一体となって、ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。
- モデル団体などの啓発活動により、ごみのないきれいなまちづくりへの取組みを市全域に拡大します。
- ペットのふんの放置を防止するため、飼い方マナー向上に取り組みます。
- 市内中心部で行われる大規模なイベントに合わせて清掃活動を行い、市民参加によるごみのないきれいなまちづくりの推進に取り組みます。

代表的な目標指標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
ごみのない きれいなまちづくり 清掃活動参加者数 ※大規模なイベントに合わせた清掃活動参加者の年間延べ人数	—	4,000人
犬の飼い方教室・ 講座の受講者数 ※県職員・獣医師による教室・講座受講者の累計	99人	600人



主要事業

■ごみのないきれいなまちづくり推進事業

- 自発的に環境美化活動に取り組んでいる団体などへの支援や各種イベント等の啓発活動を通し、市民、事業所、行政が一体となってきれいなまちづくりを推進します。

■合併処理浄化槽整備推進事業

- 公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るため、浄化槽設置に対する支援を行い、普及を促進します。

■ナベヅルの保護対策事業

- ナベヅルの生息環境の整備、保護ツルの移送・放鳥など保護対策を推進します。

■犬適正飼育啓発推進事業

- 「犬の飼い方教室」「ワンワン銀行」の開催等により適正飼育の啓発を推進します。

関連する主な個別計画

- 周南市環境基本計画
(計画年次：平成27～36年度)
- 周南市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画
(計画年次：平成20～37年度)

